

土地家屋調査士

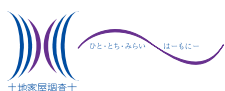
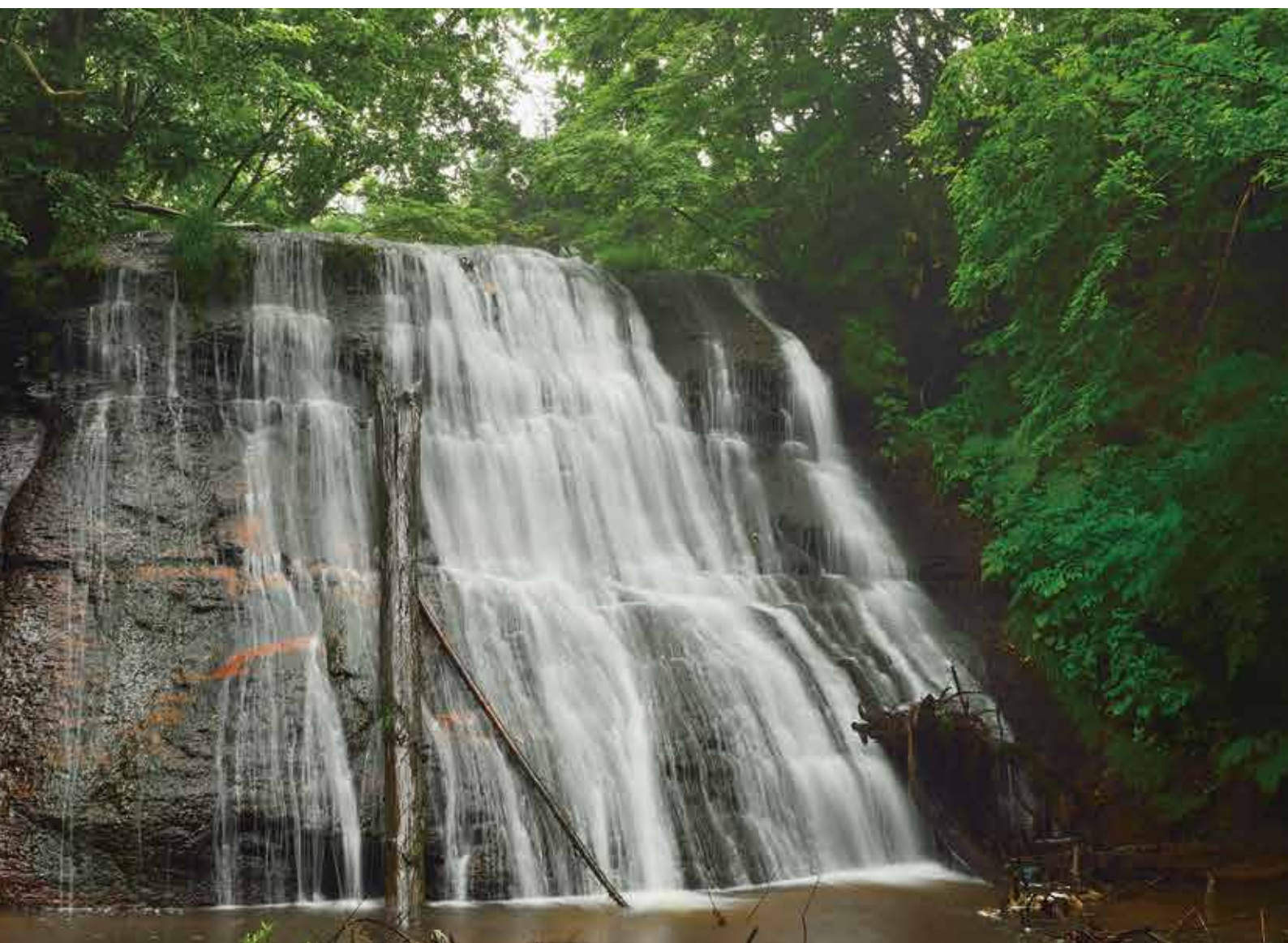
やまがた

測

夏号

第193号

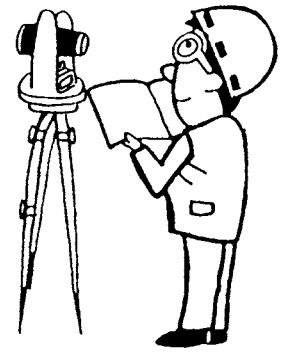
2017.7



山形県土地家屋調査士会

URL <http://www.chosashi-yamagata.or.jp>

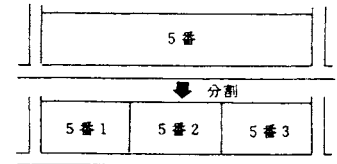
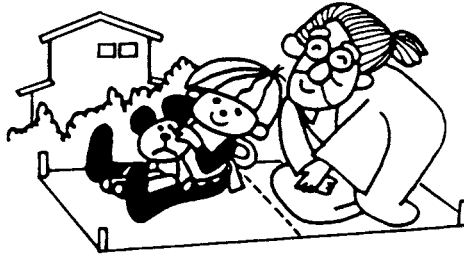
とちかおくちょうさし 土地家屋調査士とは？



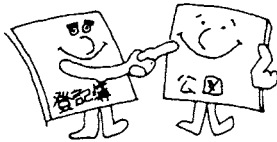
土地・建物を調査・測量して表示登記の申請手続をあなたに代って行います。

相続や贈与・売買などで
分割または合併するとき
は

1筆の土地を2筆以上に分けるときは“分筆登記”が必要です。
2筆以上の土地を1筆にするときは“合筆登記”が必要です。
正確を期するため、調査士に依頼しましょう。



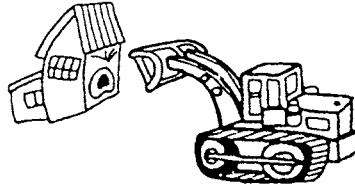
土地地積更正登記
地図訂正申し出



- 土地登記簿に記載してある面積と実際面積が違うとき（地積更正登記）または、法務局の地図と現地が違うとき（地図訂正申し出）
- 登記簿謄本または登記事項証明書公図が必要なとき
- 相談業務も行っています。事務所にお尋ね下さい。

建物を新築したときは

建物を建てたときは1ヵ月以内に“表題登記”の申請をしなければなりません。新築の表示登記をしないと、保存登記もできません。（従前の建物を取りこわしたときは滅失登記をしましょう。）



建物表題登記
建物滅失登記



●●●●●●●●●● 不動産表示登記は土地家屋調査士の業務 ●●●●●●●●●●

土地関係	
登記の名称	摘要
土地表題登記	道路、水路等、公有地の 払下げを受けたとき
土地分筆登記	一筆の土地を二筆以上に 分けるとき
土地合筆登記	二筆以上の土地を一筆に まとめるとき
土地地目変更登記	田、畑等を宅地などにし たとき
土地地積更正登記	登記簿の面積と、実測面 積が異なるとき

建物関係	
登記の名称	摘要
建物表題登記	建物を新築したとき 建売住宅等を買ったとき
建物表示変更登記	建物を増築したり、一部 を取毀したとき
建物滅失登記	建物を全部取毀したり 建物が焼失等のとき
区分建物表題登記	マンション等を新築また は買ったとき
建物分割・合併登記	二棟以上の建物を一棟に したり、分けたりするとき

◎詳しいことはお近くの土地家屋調査士事務所にご相談下さい。 ◎職業別電話帳に土地家屋調査士欄がありますのでご利用下さい。

とちかおくちょうさし 山形県土地家屋調査士会

〒990-0041 山形市緑町1-4-35
☎023(632)0842 FAX(632)0841

・ 目 次 ・

★第68回定時総会会長挨拶	会長 山川 一則	4
★祝 辞	山形地方法務局長 小山 浩幸	5
★祝 辞	日本土地家屋調査士会連合会会長 林 千年	6
★第68回定時総会概要・政治連盟第17回定時大会概要		8
★受賞おめでとうございます		9
★支部総会の概要		10
★第74回日調連定時総会報告	常任理事 押野 勇治	12
★日調連東北ブロック協議会第62回定時総会報告書	理事 淀川 善浩	13
★支部だより		
備えあれば	山形支部 阿部 正幸	15
ぐるっと山形	米沢支部 御田 治	16
寒河江にあるセレクトショップ「GEA (ギア)」	寒河江支部 荒木 友博	17
国土調査成果修正事例(原因の更生)③	北村山支部 菅野 信	18
新庄支部広報	新庄支部 海藤 祐二	19
鶴岡天神祭り	鶴岡支部 村田 公平	19
支部研修について	酒田支部 齋藤 昌尚	20
★新入会員に聞く		20
★平成28年度第2回業務研修会報告	業務研修部 岡野 市朗	23
★会務報告・会員の異動		25
★境界立会についての一考察	米沢支部 相田 治孝	26
★登記所備付地図作成事業	米沢支部 山田 英実	30
★男の知らない女の話・女の知らない男の話		
『昔3高今4低が男の条件』	伊藤美代子	31
★ほんのひとり言ですが…		
『取材オモテ話アレコレ』	佐藤 昌子	32
★マンガ『様々な事』	b y - H	33
★連載 とおる先生のホームページ		
『相続税の放棄と相続税』	奥山税理士事務所 奥山 享	34
★編 集 室		35



第68回定時総会会長挨拶

会 長 山 川 一 則

山々の緑が一層深まり初夏を感じさせる今日この頃、皆様には益々ご健勝でお過ごしのことと存じます。

ただ今、ご紹介頂きました山形県土地家屋調査士会会長の山川一則でございます。本日は、山形地方法務局長小山浩幸様始め、多数のご来賓の皆様のご臨席を仰ぎ、第68回定時総会を開催できますことは、この上ない喜びであります。ご来賓の皆様には、公務ご多忙の処ご臨席賜り厚くお礼申し上げます。

先程の総会では、東海林新会長が承認され新執行体制が誕生したことをご報告申し上げます。私事、会長の任を頂いて、3期6年間の任を無事に果たすことが出来ました。至らぬ事が多々ありましたが、皆様のご理解とご協力によりまして無事に会務運営を行うことが出来ましたことに、深く感謝申し上げます。

昨年は、山形地方法務局のご主導により、相続登記の推進の協力のお願いで、法務局・山形県司法書士会、そして当会の三者で県内の全市町村を訪問しました。全市町村を訪問したのは初めてであり、大変に有意義であったと思っております。ご協力を頂きましたご来賓の皆様、会員の皆様には心より感謝申し上げます。

日本土地家屋調査士会連合会では、将来の土地家屋調査士制度像（いわゆるグランドデザイン案）の検討や「境界紛争ゼロ宣言」を継続的に発信し、空き家対策の実態調査などを進め、社会に活躍できる環境整備に向け努力を重ねて来ました。

土地家屋調査士制度は、不動産の表示を適正に登記簿上に公示することで国民の権利の明確化に寄与することを目的とした制度であり、極めて公共性の高い使命を持っておりま

す。昭和25年に土地家屋調査士制度の制定以来66年が経過、平成17年に創設された筆界特定制度が11年経過しました。さらに、山形県弁護士会の協力で設立した境界ADRセンター山形も7年経過しております。不動産の表示に関する登記申請代理人や筆界特定調査員、そして境界問題を解決する一つの機関として、制度の一役を担って参りましたが、まだまだ制度のPR不足が否めません。

現在の制度は、制定当時の環境はから大きく変化しております。また、国民生活や経済環境の変化、そして測量機器やIT技術等の進歩により社会情勢が大きく変化しております。最近では、公共基準点からの測量や新しい調査報告書の添付が標準化しており、オンライン登記申請も普及しております。今年の5月29日からは、法定相続情報証明制度が創設され、社会情勢が刻々と変化する中、環境に順応して行くことの重要性を再認識しております。

会員一人ひとりの研鑽に加え、県会として20年、30年後の姿を見据え、筆界の調査能力を向上させ土地家屋調査士が「境界の専門家」として、更に国民の信頼に応えられるようにすることが会の使命であり、惹いては国土を守ることに繋がるものと思っております。本会では、継続して研修会や制度広報の資質の向上を図るとともに様々な会場での相談会や出前講座等の開催、そして、山形地方法務局と境界ADRセンターやまがたとの相談会等も行い、境界問題解決の一助に貢献したいと考えております。

結びになりますが、今年度も、ご来賓の皆様にはご指導・ご鞭撻の程、よろしく願い申し上げます。簡単ではありますが私の挨拶といたします。

祝 辞

山形地方法務局長 小山 浩 幸

本日は、第68回定時総会の開催、誠にありがとうございます。

山形県土地家屋調査士会並びに会員の皆様には、日頃から、当局の登記事務の円滑な運営に格別の御理解と御協力をいただいているところであり、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど表彰を受けられました皆様方の永年にわたる御功績に対し深く敬意を表するとともに、心からお喜びを申し上げます。

本日は、せっかくの機会でございますので、最近の法務行政をめぐる情勢について申し上げたいと思います。

はじめに、相続登記の促進についてであります。

相続登記の促進については、政府全体で取り組むべき喫緊の課題であるとともに、不動産登記行政を担う法務局における最重要課題の一つであります。

本年度、法務省は、相続登記を促進する新たな取り組みとして、法定相続情報証明制度を創設し、本月29日から全ての登記所において運用を開始しました。初日は県内で10件の提出があり、順調な船出となったところです。

本制度の創設は、証明書を交付することのみが目的ではなく、相続登記の促進により、経済活動や手続の円滑化等をねらいとしております。

本制度が国民の間に広く認知され、利用されるために、今後も貴会と綿密に連携して、昨年同様、相続登記の促進のための取り組みを実施してまいりたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、オンライン申請の利用促進についてであります。

山形地方法務局管内における平成28年のオンライン申請の利用状況は、不動産登記が57.6%で全国第6位となっており、全国平均を上回っております。これも、会員の皆様の御協力によるものと感謝しております。

しかしながら、政府の方針としては、更なる利用率の向上と利便性の向上を目指しております。法務省では、オンライン申請において、土地家屋調査士などの資格者が申請代理人である場合に、法定添付情報を含めた全ての添付情報をPDF化して送信すれば、現在のいわゆる別送方式により登記所に書面を提出する取扱いが原則不要になるとする方式を、近々に運用することを検討しています。

これにより、資格者としての土地家屋調査士のステイタスが高まることが期待されますので、引き続き会員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、表示登記に関する重要課題の一つとして、登記所備付地図の整備があります。地図の重要性と必要性がますます高まっていることを踏まえ、法務省では、従来の地図作成作業の計画を見直し、平成27年度から、いわゆる従来型の登記所備付地図作成作業の面積を拡充するとともに、新たに、大都市型の地図作成作業と東日本大震災の被災県を対象とする震災復興型の地図作成作業を実施しております。

山形地方法務局では、本年度、南陽市赤湯駅前地区において従来型の地図作成作業を実施しているところであり、事業全般を当局の

最重要施策として位置付け、土地家屋調査士の皆様方の御支援をいただきながら、更に推進してまいりたいと考えています。

また、筆界特定制度は、平成18年に創設され、12年目を迎えました。この間、筆界特定の申請は、全国で毎年2500件前後の高水準で推移しており、これは、筆界特定制度が、国民から信頼され大変有用なものとして認識され、定着していることを示すものであるといえます。

一方で、山形地方法務局管内の筆界特定事件の状況を見ますと、申請数は年平均10件前後と決して多くなく、本制度及び筆界の重要性についての周知と理解が不十分でないかと考えられます。筆界特定制度の浸透は、筆界

のプロである土地家屋調査士の皆様方が、筆界調査委員又は申請代理人として、この制度の適性かつ円滑な運用を支えていただいていることを、広くアピールするための絶好の機会です。

法務局としましては、貴会との連携を強化し、本制度の利用の拡大を図るとともに、適正・迅速な処理を維持するため、筆界調査委員との連携を一層密にしていまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本日の総会の御盛會を心からお喜び申し上げますとともに、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝をお祈り申し上げます。祝辞といたします。

祝 辞

日本土地家屋調査士会連合会会長

林 千 年

本日ここに、山形地方法務局長を始め、多くのご来賓をお迎えし、山形県土地家屋調査士会第六十八回定時総会が盛會に開催されましたことに、まずもってお慶びとお祝いを申し上げます。

また、日頃から会長を始めとして、役員の皆様、そして、会員の皆様には、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営につきまして、ご理解・ご協力をいただいておりますことに誠に心強く感謝申し上げます。

早いもので、連合会の現執行部も、就任後二年が経過しようとしておりますが、平成28年度の連合会の事業方針大綱を基に策定された事業計画を遂行し、おおむね所期の目標を達成できたものと考えております。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

連合会においては、「境界紛争ゼロ宣言!!」

の更なる発信と「地図作りへの参画強化」を大きな目標として掲げ、さらに、その先の土地家屋調査士の調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」に取り組み、筆界の「立会要請」、「立会代理」といった業務や登記を伴わない調査測量業務等を法律又は規則等に位置づけることを目指し、事業方針の中心に据えた活動をしております。

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2016」いわゆる「骨太の方針」において、地籍調査事業と同様に、本文に登記所備付地図の整備の充実等が明記され、その重要性が各方面に広く認識されるようになってきたことと並行して、法務省・法務局が重点的に取り組んでいる不動産登記法第十四条地図作成作業の委託費積算の考え方につきましても、作業項目の見直し等、法務省と協議が整い、大

幅な地図予算の増額に反映されております。

登記所備付地図の整備への参画は、我々土地家屋調査士に与えられた使命でありますので、公立のよい多様な受託態勢をとり、適正な業務を適切な経費で応札できるように、健全な受託態勢を整えて、積極的に携わっていただきたいと考えております。

また、民間成果を活用した国土調査法第19条第五項の申請に、連合会が認定する「認定登記基準点」の使用が認められ、さらに、地籍調査作業規程準則第38条に規定された基準点と同等以上の精度を有するものとみなして、地籍調査における「測量の基礎とする点」として使用することができるようになりました。

我々土地家屋調査士の日常業務の成果を活用した地図作りの有用性が注目されてきておりますので、積極的な推進にご協力をお願いします。

オンライン登記申請の利用の促進に関しては、申請時の法廷添付情報の原本提示省略の取扱い等、資格者代理人としての完全オンライン登記申請の実現は目前のものとなっておりますので、適正な業務と引き続きの利用推進にご協力をお願いいたします。

また、所有者不明土地を隣接地とする土地の分筆の登記等を可能にするための「筆特活用スキーム」と名付けた新たな筆界特定制度の活用については、本年度から本格運用が開始されることとされております。申請代理人が土地家屋調査士に限定されたこの仕組みが社会のルーツとして定着するためには、これまで隣接地所有者不明により登記申請を断念してきた方を1人でも多く救済し、依頼者の期待に応えることにありますので、積極的に活用いただきますようお願いいたします。

さらに、所有者不明土地問題については、問題の更なる拡大を防ぐためには、相続登記を促進することが重要であるとされているところ、登記所備付地図の整備と同様に、「骨

太の方針」に記載された相続登記の促進に関する説明会への参加や、空家等対策としての市町村への情報提供などは、地域の土地家屋調査士会が積極的に取り組むべき事業でもあり、土地家屋調査士は地域に密着した専門資格者として、法務局との密接な関係を築き、強く連携して、法定相続情報制度を活用して相続登記の促進を含め、更なる社会貢献に努めていただきたいと思います。

建物所在地の作成については、不動産登記法第14条地す作成実施地区を対象としてモデル事業として実施し、本年度、引き続き試行を実施することとしておりますが、事業として位置づけられたその先には、長年の課題である未登記建物の解消につながっていくものと考えています。

社会的諸問題解決の一翼を担う土地家屋調査士制度に吹く風は、決して逆風ではなく、むしろ追い風であり、取り巻く環境は、一刻と変わりつつあります。今後も、連合会は土地家屋調査士政治連盟とともに連携して、土地家屋調査士制度の充実・発展に向けて全力で取り組み、役員一丸となって邁進する覚悟しております。

今後とも山形県土地家屋調査士会並びに会員諸兄の一層のご理解とご提言を賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、本日ご列席の皆様のご健勝と山形県土地家屋調査士会の益々のご発展を祈念し、お祝いの言葉といたします。



■第68回定時総会概要

日 時 平成29年5月31日(水)
場 所 山形市「ホテルメトロポリタン山形」
会員総数 182名
出席者数 171名(内委任状出席67名)
28年度決算 25,116,000円
29年度予算 24,840,000円

平成29年度事業計画**総務部**

1. 会員への指導及び効率的な情報伝達
2. 業務執行体制の検討と事務局機能の充実
3. 土地家屋調査士制度の啓蒙活動
4. 友好団体との連携強化

財務部

1. 予算の適正編成・効率執行
2. 各種保険制度の啓蒙
3. 会の健全財政・資産の管理を図るための検討

業務部・研修部

1. 研修会及び講演等の開催に関する事項
 - ・倫理の向上、業務に関する法令等に関する講演会の開催
2. 業務関係法令、業務に関する調査統計等に関する事項
 - ・表示登記実務研究会の開催
3. 業務の改善、企画、立案に関する事項
 - ・境界鑑定委員会及び「境界ADRセンターやまがた」への支援

広報部・社会事業部

1. 会報の発行
会報「やまがた」の発行
2. 無料登記相談の実施
3. 情報公開(ホームページ)
 - (1)調査士会会則 (2)役員名簿 (3)事業計画方針 (4)一般会計予算書 (5)会務報告
 - (6)決算書 (7)支部に関する事項
 - (8)各種会議の議事録
4. 制度広報の実施
 - (1)出前講座・市民講座等の実施
 - (2)「境界ADRセンターやまがた」と共同で境界問題に関する広報の実施。また、法務局「筆界特定制度」の広報

■政治連盟第17回定時大会概要

日 時 平成29年5月31日(水)
場 所 山形市「ホテルメトロポリタン山形」
会員総数 123名
出席者数 95名(内委任状出席39名)
28年度決算 744,000円
29年度予算 708,000円

平成29年度運動方針

山形県土地家屋調査士政治連盟の結成から18年目の年となりました。昨年度は初の全国の幹事長会議が開催されました。幹事長の重要さが良く理解されたのではないかと考えております。

当政治連盟は、厳しい経済環境にある土地家屋調査士の地位向上を図るため、調査士協会と連携を密にして、国会議員、地方議員に積極的な活動を展開して行きたいと思っております。

これからも、土地家屋調査士制度にご理解いただける議員を一人でも多く増やすべく、政治の場に大いに出番を求め、土地家屋調査士の地位向上を図る。

それが即ち、不動産登記制度と国民の権利の擁護につながるものであり、強いては、土地家屋調査士である我らの困難な現状から脱出し、明るい未来を得る道につながると信じ政治活動を行う。

1. 全国土地家屋調査士政治連盟との連携及び協力・支援を行う。
2. 国・県等の議員に土地家屋調査士制度の啓発・広報活動を行う
3. 山形県土地家屋調査士政治連盟の未加入会員へ、当連盟の理解と入会を得るよう努める

受賞おめでとうございます

(順不同敬称略)

仙台北務局長表彰



細 矢 長 一
(山形支部)



森 谷 博 明
(北村山支部)



齋 藤 修
(鶴岡支部)

山形地方法務局長表彰



佐 藤 正 守
(新庄支部)



石 垣 政 之
(寒河江支部)



伊 藤 隆 一
(山形支部)



神 尾 健 悦
(北村山支部)

日本土地家屋調査士会連合会会長表彰



山 川 一 則
(山形支部)



菅 原 淳
(鶴岡支部)

日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会会長表彰

今 野 繁 (山形支部)

下 村 宏 (酒田支部)

尾 花 博 (米沢支部)

渡 部 孝 弘 (米沢支部)

山形県土地家屋調査士会会長表彰

吉 田 清 美 (山形支部)

中 舘 梓 (新庄支部)

五十嵐 亮 (鶴岡支部)

支部総会の概要

	山形支部	北村山支部	米沢支部
支部長	庄司浩治	横山栄一	柴田千晴
副支部長	稲毛睦夫	淀川善浩	山田英実
会員数	58名	15名	36名
支部総会 日時 場所 参加人数	4月28日(金) PM3:30~ 山形市 「山形国際ホテル」 出席53名、委任状出席10名	4月20日(木) PM3:30~ 村山市 「クアハウス基点」 出席13名、委任状出席2名	4月27日(木) PM1:30~ 南陽市 「ワトワセンター南陽」 出席26名、委任状出席10名
平成28年度 決算額	収入 ¥1,888,474 支出 ¥1,241,828	収入 ¥920,153 支出 ¥598,401	収入 ¥1,201,796 支出 ¥655,013
平成29年度 予算額	¥1,620,000	¥860,000	¥1,074,700
支部会員負担金 (年額)	¥8,000	¥20,000	¥5,000
平成 29 年 度 事 業 計 画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法令、実務に関する研修及び法務局との業務打ち合わせ等を行う。 2. 業務に関連する研修を行い、教養を涵養する。 3. 法務局主催の非調査士排除の実態調査を行い、調査士業務を確保する。 4. 登記無料相談を行い、調査士業務の広報と奉仕に努める。 5. 公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会およびADRセンターやまがたとの協力、協調をはかる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法令、実務、業務に関する研修等を行い、教養を涵養する。 2. 土地家屋調査士業務の広報と職域の確保に努める。 3. 公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協力、協調をはかる。 4. 他支部、他団体との交流を深める。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 表示登記ならびに境界に関する無料登記相談を行い、調査士の広報と奉仕に努める。 2. 法令・実務に関する研修会等を開催し、専門的知識の向上と技術の研鑽に努める。 3. 公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協力、協調を図る。 4. オンライン申請等の更なる促進を図り、関連するスキルアップに努める。 5. 支部活動のIT化を促進し情報の共有および経費節減に努める。

寒 河 江 支 部	新 庄 支 部	鶴 岡 支 部	酒 田 支 部
石 垣 政 之	高 橋 孝 一	山 本 節 子	渡 部 利 春
奥 山 広 行	早 坂 利 啓	齋 藤 稔	齋 藤 昌 尚
15名	11名	21名	26名
4月26日(火) PM4:00~ 寒河江市 「ホテルシンフォニー」 出席13名、委任状出席2名	4月14日(金) PM3:30~ 新庄市 「新庄市民プラザ」 出席10名、委任状出席1名	4月14日(金) PM5:00~ 鶴岡市 旨酒旨味寄り処「心粹」 出席18名、委任状出席3名	4月21日(金) PM4:00~ 酒田市 うなぎ割烹「玉勘」 出席19名、委任状出席7名
収入 ¥759,968 支出 ¥699,567	収入 ¥578,477 支出 ¥439,737	収入 ¥769,641 支出 ¥555,194	収入 ¥1,242,607 支出 ¥897,113
¥760,000	¥519,000	¥800,000	¥1,348,000
¥25,000	¥15,000	¥15,000	¥18,000
(1) 業務研修会等の開催 ① 登記事務の研修 ② 最新機器のシステムに伴う業務研修 ③ 表示登記研究会の開催 ④ その他 (2) 無料登記相談の開催 表示登記の相談を通して広く広報活動を行う。 (3) その他 支部会員の親睦会等	1. 平成28年4月7日 表示登記の日、記念行事無料登記相談 2. 平成28年4月14日 新庄支部第67回定期総会 3. 平成29年6月未定 支部理事会及び、司・調合同役員会 4. 平成29年7月未定 業務研修会 5. 平成29年12月未定 司・調両支部合同研修会 6. 平成30年1月未定 司・調両支部合同研修会 7. 平成30年2月未定 業務研修会	1. 月例会及び研修会の充実を図り、技術力の強化と品位の向上に努める。 2. 会員の連絡・伝達の円滑化を図るとともに、レクリエーション等を通じて会員同志の親睦に努める。 3. 隣接支部との交流を深め、お互いの情報交換及び両支部会員の親睦に努める。 4. 表示登記の広報活動を活発にする。 5. 支部と県会とのパイプ役『山調会』へ積極的に協力する。 6. 『公共嘱託登記土地家屋調査士協会』へ協力する。 7. 『鶴岡税務署管内資産税関係協議会』へ協力する。	1) 業務研修 1. 一金会 イ 事務連絡 ロ 法令研修 ハ 事務打合せ ニ 事例研修 ホ 測量(土地・建物) 2. 隣接支部との合同研修 2) 打合せ協議 1. 法務局との打合せ協議 2. 県調査士会との打合せ協議 3. 隣接支部との打合せ協議 3) 広報 1. 支部会報の発行 2. 対外PRの充実 3. 登記相談の開催 4) 福利厚生 1. 図書、資料等の配布 2. レクリエーションの開催 5) 公共事業嘱託登記の推進



第74回日調連定時総会報告

常任理事 押 野 勇 治

去る平成29年6月20日・21日の両日にわたり、第74回日調連の定時総会が、東京の東京ドームホテルにて開催されました。

今回は、役員改選もあり全国の代議員による会員・副会長の役員選挙が行われましたが、当会からは代議員として東海林会長と菅原副会長が出席、オブザーバーとして今野副会長と私が同行しました。そして、山川前会長はこの役員選挙の選挙管理委員会の委員として出席しております。

第1日目の20日は午後1時から法務大臣表彰や日調連会長表彰・感謝状の授与式が行われ、当会から山川一則会員と菅原淳会員が日調連会長表彰を受けております。

引き続き本総会の議事に入り平成28年度会務報告及び一般会計・特別会計の報告があり、これらの議案について全会一致で承認・可決されました。

今回は、役員改選期ということで会長1名・副会長4名の定員（うち投票による選任3名、新会長指名による1名）に対して、会長として2名・副会長は5名の立候補者があり代議員の投票前に、これらの立候補者全員からの所信表明をして頂き、その後全国の代議員による投票が行われ、全員の投票が終了し午後5時一時休会とし、第1日目が終了しました。

その後、同ホテル内にて午後6時30分より立食による懇親会がありました。

この懇親会には多数の土地家屋調査士政治連盟の国会議員の方々や法務省関係者そして塩崎厚労大臣や金田法務大臣もご出席されて祝辞等も賜り、特に金田法務大臣は懇親会に少し遅れてお出でになりましたが、ほろ酔い気分だったのか大変多弁で笑いのある盛り上がった懇親会でした。

第2日目の21日は午前9時に総会を再開前日に引き続き平成29年度の各部会の事業計画案、そして平成29年度予算案等の議事が審議され、すべて賛成多数にて承認・可決されております。また、この定時総会における代議員から質問・要望等に対しての、日調連の執行部からの回答がなされました。

最後に、前日に行われた会長・副会長の役員改選における投票結果の発表がありました。

開票の結果は次のとおりです。

会長 愛媛会 岡 田 潤一郎

副会長 岐阜会 小 野 伸 秋

岩手会 菅 原 唯 夫

山口会 戸 倉 茂 雄

栃木会 加賀谷 朋 彦(会長指名)

以上のように選任され、第74回日本土地家屋調査士会連合会定時総会のすべての日程を正午に終了、閉会しました。





日調連東北ブロック協議会 第62回定時総会報告書

理事 淀川 善 浩

平成29年7月7日(金)～8日(土)の2日間にわたり秋田市「ホテルメトロポリタン秋田」に於いて日調連東北ブロック協議会第62回定時総会が開催されました。当山形会からはブロック協議会副会長山川一則、相田治孝相談役、代議員として今野繁副会長、菅原淳副会長、尾花博副会長、私、オブザーバーとして東海林健登会長、押野勇治常任理事、また、山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協合理事長田中忍氏が遠方より来賓として出席されました。

1日目午後2時30分より開催、秋田会根本聡理事による名司会による総会は進められました。

1. 物故会員に黙祷
2. 倫理綱領唱和 協議会理事 菊地直樹
3. 調査士の歌斉唱 2番まで
4. 開会の辞 協議会副会長 山川一則
5. 会長挨拶 協議会会長 小林要蔵
6. 議長選出の件 議長(秋田会) 畠山幸成
7. 議事録署名人選任並びに書記指名
8. 報告事項 平成28年度会務・事業報告
9. 議事

第1号議案 収支決算報告の件

第2号議案 平成29年度事業計画(案)審議の件

1. ブロック主催研修会の実施
業務関係研修
オンライン申請研修
2. 日本土地家屋調査士会連合会事業計画と連動する事業
3. 新人研修会の開催
宮城会
4. 調査士試験受験から開業までを対象とするガイダンスの開催

第3号議案 平成29年度収支予算(案)審議の件

第4号議案 次期総会開催担当会承認の件
山形県土地家屋調査士会

- 第5号議案 役員任期満了に伴う選任の件
- | | |
|-------|----------------|
| 会 長 | 菊池 直喜 (岩手会会長) |
| 副 会 長 | 橋本 豊彦 (福島会会長) |
| 副 会 長 | 東海林健登 (山形会会長) |
| 理 事 | 菅澤 賢一 (宮城会会長) |
| 理 事 | 三戸 靖史 (青森会会長) |
| 事務局長 | 佐藤 保 (岩手会常任理事) |
| 監 事 | 庄司 浩治 (山形会) |
| 監 事 | 矢萩 正史 (山形会) |

以上各質疑応答があったが、原案通り可決承認された。

休憩をはさみ午後4時30分より式典が開催された。

当山形会から細矢長一会員、森谷博明会員、齋藤修会員の三名の方が仙台北務局(管区)局長表彰を受賞されました。授賞式では、受賞された方々全員一人一人に、仙台北務局局長から表彰状が手渡しされました。誠にありがとうございました。

その後仙台北務局長秦慎也様からご祝辞を戴き、式典の閉会の言葉を当山形会東海林健登会長が、来年の総会のご案内を兼ねた締め言葉で総会質疑及び式典が終了した。

午後6時より懇親会が行われ恒例のアトラクションでは、「N A M A H A G E 郷神楽」による、和太鼓の勇壮で迫力のある生演奏が繰り広げられ、場内の盛り上がりも最高潮で、とても感動しその後御開きとなりました。そして二次会会場、川端通りへと秋田の夜も更けていきました。

2日目は、「調査士会報、東北大会」と銘打ち、サブタイトル「そうです、そこが知りたかった」で各会の広報担当による広報活動の発表です。

発表者

秋田会 筒井 裕之 様

1. ラジオでの広報(エフエム秋田での放送)について

エフエム秋田の人気番組「ハナキン桜庭編集部」毎週1回、3ヶ月 計13回

「あってよかった、境界杭！あなたもハッピー！私もハッピー！」のキャッチフレーズで。

2. 秋田県農業協同組合中央会主催事業に参加して

来場者数70万人～100万人と言うビッグイベントだそうです。

(秋田県種苗交換会での無料相談会及びアンケートの収集)

3. 各支部での無料相談会(司法書士と協働)を行う。

4. 会報発行について

(年2回1月8月)会員の他国会議員へ、今年から県会議員等へも届けるそうです。

山形会 今野 繁 副会長

小学校での出前授業

出前授業を行うまでの変遷と、成果としてのテレビニュースに取り上げられたこと、取り上げられる為の必要事項など、他会への良いアドバイスも有りました。

今後の課題についても、内容も充実して非常にすばらしい発表になったと思います。

福島会 佐藤聡之助 様

地上絵プロジェクトの実施報告

東日本大震災の被災地・南相馬市立小平小中学校で、石川県土地家屋調査士会と共同開催した。画像でその時の授業風景などが映しだされ、今年は福島会単独事業として計画されている旨の発表でした。

宮城会 高野 弘幸 様

広報グッズによる候補活動

1. クリアファイルによる宣伝、独自のクリアファイルを制作し各事務所で使用して貰う

2. マラソン大会での宣伝

宮城会若手会員有志に宮城会作成の土地家屋調査士ユニフォームを着てマラソン大会に参加して貰っている、今年度の多数の大会に参加予定

3. 作業用ポロシャツ等による宣伝

宮城会独自に制作した作業用グッズを会員に購入してもらい、日頃の作業時に装着してもらい土地家屋調査士の宣伝をする。

4. 会員証明ネックストラップ

日頃から会員証を携行出来るようにした。

制作のきっかけは、宮城会の会員からの要望で広告グッズの企画をしたことが、発表が有りました。

岩手会 千葉 博幸 様

1. 新聞広告による広告活動

2. 街頭宣伝活動

3. 無料相談等・支部単位でゴミ拾い活動など

4. 中学生職場体験(一般会員による)社会広報活動

青森会 赤平 祐紀 様 澤橋 和男 様

「タカイの知らない青森会・広報部の世界」

1. 「かっぺい」で勝負!!

ご当地人気タレントの伊奈かっぺい氏に広告を依頼し絵も描いていただき、大好評でしたが費用がタカイことなど課題だそうです。

2. ○○で放送禁止? 幻のラジオCM

津軽弁でのやりとりで、青森県民でも聞き取れなかった「境界のやりとり」を発表の場で、CMに出演した2名がステージに上り実演を聞きましたが、何を言っているのか、私たちも当然ですが聞き取れませんでした。そこが放送事故と判断されたとか。

3. 綱引きで境界紛争ゼロ!?

津軽藩と南部藩の境界塚で綱引き大会と境界塚の上で「境界紛争」ゼロ宣言することを企画実施した報告をテレビ放送のニュース映像等を使って発表が有り、テレビ・新聞に取り上げられたこと青森だけでなく他県の新聞に載ったことで効果が大きかった。

以上、各県の発表がありました。最後の青森会発表で、会場の雰囲気全てが津軽弁一色になり大盛り上がりいたしました。

そして、新東北ブロック協議会会長菊池直喜氏から総評をいただき、これで2日間すべての予定を終了し帰路につきました。

最後に、初めて東北ブロック協議会定時総会に参加させていただき、私も広報部員として、各会の広報活動の情報を興味深く学び、これからの県会広報部に生かしたいと思いました。総会全体として秋田会の十分なおもてなしと気配りを感じました。来年は当山形会が主催となりますが、今回の秋田に引けを取らない総会にすべく、会長役員をもり立てて成功させたいと感じました。 以上

支部だより



備えあれば

山形支部

阿部 正 幸

皆さんの記憶にも新しいとは思いますが、昨年12月22日に新潟県糸魚川市において大変な大火が発生いたしました。建物被害147棟、負傷者17人、死者が出なかったことは幸いですが、糸魚川駅北側から日本海沿岸まで及んだ大災害でした。

私が最初に勤務したのが損害保険会社という事や最近その損害保険会社に勤める知人と話す機会が多くあったことから、このような大災害に際し保険の見地からどう対処すべきか考えてみました。

火元は中華料理店の大型コンロの消し忘れでしたが、前述の147棟に及ぶ類焼となり被害に遭われた方々にとっては全く予期せぬ事態であったことと推察できます。このような場合、法律的には古くからある失火法（失火責任法）により火元には損害賠償の義務は発生しません（※火元に重大な過失が認められた場合は損害賠償の義務が発生することがあります）。従って、被害に遭われた方々は自身に全く非がないにも拘らずご自分で自宅を再建築しなければならないのです。もちろん、現在はほとんどの方が火災保険に加入しており、自費で建築する必要は無いかもしれませ

んが、何か釈然としないものを感じるのは私だけではないと思われます。

ここで保険の見地から留意をしなければならない点が2点あります。被害者の立場から加害者になってしまった場合を想定してください。

ひとつは自身が火元になってしまった場合、例えば今回の糸魚川のように147棟もの損害とはならないまでも、ご近所の住宅に延焼被害を発生させてしまった場合に何か手立ては無いものかということです。当然、近隣との関係性に何らかの影響があり、法的に責任は無いとはいえ、道義的責任からその後のお付き合いに支障をきたす原因となることは明白です。このような状況に備えるにはどうしたらいいか？

◎答え⇒皆さんが現在加入している火災保険に類焼損害補償特約がついているかをご確認ください。万が一、ご自宅から火事を出してしまい隣接の方に被害が及んでしまった場合に補償限度額（殆どは一億円が限度…保険会社によって違う場合があります。ご自身の加入している保険会社に確認ください）を上限にお支払いできる特約があります（具体的には……基本的な支払いは被害の遭った建物の火災保険から保険金が支払われることとなりますが、その保険金在实际の損害額を下回る場合に、この特約から不足分が支払いされることとなります）。ご自身が加入している火災保険の証券を確認してみてください。

もうひとつが上記の※＝火元に重大な過失

が認められた場合です。これが最も怖いパターンです。

過失責任が認められた事例として……これまでの判例の中から代表的なものとして……『てんぷら鍋を火にかけてそのまま出かけてしまい火事が発生し隣家を焼失させてしまった』という事案でも過失を認められたケース（ほんの些細な注意を怠ったために火災を起こしてしまったため）があります。この場合、前述の失火法により火元に対し損害賠償の責任が無いということにはならず、被害者に対し賠償金を支払わなければなりません。火災により自宅を焼失し更に隣家への賠償金も支払わなければならないという二重苦を背負うこととなります。住宅ローンを活用している場合（ほとんどの人がそうだと思いますが）もっと悲惨な状況に陥る可能性もあります。このような状況を保険で備えることが出来るのでしょうか？

◎答え⇒それは個人賠償責任保険への加入です。個人賠償責任保険に加入していれば、賠償責任が発生し隣家への賠償金の支払いを命じられた場合でも、保険での対応が可能となります。自宅は自身が加入している火災保険で再建し、隣家へは個人賠償責任保険からの支払いにより賠償し、その後の生活への不安も解消できることとなります。

個人賠償責任保険は殆どの場合特約化されており単体では契約できません。自動車保険・火災保険・傷害保険等に特約としてつけられるようになっているのが一般的です。保険種類により加入できる限度額や示談交渉サービスの付帯などの違いがありますので、この機会にご自身の加入している保険を見直

してみたいかがでしょうか？ちなみに……私は自動車保険にて個人賠償責任保険＝限度額無制限・示談交渉サービス付きに入っています。私の場合はこの部分の保険料は年間1500円程度です。ご参考ください。

損害保険に限らず、保険と聞くと難しいとかややこしいとかそして面倒だとかの気持ちが先立ってしまい、きちんと向き合ってきてないという方が多いと思います。しかし、自分と家族の命と財産を守る最も効果的なアイテムであることは間違いありません。

事故にも災害にも遭わないことが一番なのは当然ですが、起こり得る危険性がある限りそれに備えるということは、物だけではなく精神面でもより豊かな生活を維持していくためにもとても大切なことと思います。



ぐるっと山形

米沢支部

御田 治

人間の睡眠時間がアルツハイマー型認知症に関係している事をテレビ番組で知る機会がありました。

アルツハイマー型認知症は日本人の約60～70%を占める認知症の一種でアミロイドβの蓄積によって神経細胞がダメージを受け発症につながるとされていました。

認知症の原因となるアミロイドβの蓄積は発症する20年～30年前から始まっており、現役世代である30代～40代の時点から気を付けないと将来認知症になるリスクが高いという

内容だった。

アミロイドβなる物質は正常な人間でも分泌されるもので、分泌を抑えることはできないが睡眠により排出されるので適正な睡眠をとってれば認知症は免れることができるようである。

人間が睡眠をとっている時にミクログリアという白血球に似た働きをする細胞がアミロイドβを掃除してくれているとの事だった。人間は睡眠中に脳の細胞が収縮し、ミクログリアを含む脳脊髄液が入りやすくなっている。脳に入った脳脊髄液はアミロイドβを含む老廃物を掃除して排出してくれる。

つまり人間は睡眠をとることによってアミロイドβを含む老廃物を体外に排出するが、極端に睡眠時間が短いとアルツハイマー型認知症になるリスクが高まる。

昔から睡眠は大事だと聞くが脳内の洗浄まで行ってくれているとは驚きだ。尚、適正な睡眠時間は7時間前後であり昼寝は含まれないようで、昼寝は頭がすっきりするがアミロイドβの排出までは至らないようだ。

寝る間が無い程忙しくてもある程度睡眠時間を確保することはとても大切な事だと思う。



寒河江にあるセレクトショップ「GEA(ギア)」

寒河江支部

荒木 友博

寒河江市にある紡績ニット会社「佐藤織維」さんが手がけるセレクトショップです。

この会社で開発された糸は、フランスの有名ブランドの服に使用され、そのニットを米国オバマ前大統領のミッシェル夫人が身に付けていたことが報じられ有名になりました。

もともと酒蔵だった石造りの建物を移築し、工場として使用していた場所にオープンしたそうです。

洋服をあつかうGEA1と、雑貨や家具、レストランのGEA2の2棟からなっています。GEA1は、国内はもちろん海外から買い付けたおしゃれな洋服が並んでいます。一方、GEA2は、食器やカトラリーをはじめ、椅子やクッションなど雑貨やインテリア商品が見やすくディスプレイされており眺めているだけでも楽しい空間です。

休日、おしゃれをして家族や大切な人と特別な一日をこの寒河江で過ごしてみたいかたがでしょうか。



写真はイメージです。



国土調査成果修正事例(原因の更生)③

北村山支部

菅野

信

事例②と似たような事例を紹介します。

更正図(閉鎖図)
昭和59年国調により全部閉鎖

1番 宅地 150㎡ 登記名義人 A	2番 畑 150㎡ 登記名義人 A
3番 宅地 150㎡ 登記名義人 A	4番 畑 150㎡ 登記名義人 A



適正な処理することなく筆界が移動しています。

地籍図
昭和59年地図として備付
1番の登記原因「③3番を合筆」
甲区欄「合併による所有権登記」
2番の登記原因「③4番を合筆」
甲区欄「合併による所有権登記」

1番 宅地 400㎡ 登記名義人 A	2番 畑 200㎡ 登記名義人 A
-----------------------	----------------------



分筆し1番2と2番2を所有権移転登記しています。

平成10年分筆し所有権移転
1番の登記原因「①③1番1、1番2に分筆」
1番2の甲区欄「所有権移転平成10年売買」
2番の登記原因「①③2番1、2番2に分筆」
2番2の甲区欄「所有権移転平成10年売買」

1番1 宅地 200㎡ 登記名義人 A	2番1 畑 100㎡ 登記名義人 A
1番2 宅地 200㎡ 登記名義人 B	2番2 畑 100㎡ 登記名義人 B

この地籍図の形状を本来の筆界として地図筆界の訂正することなく(筆界測量もすることなく)認定するには下記の方法があります。

地籍調査実施機関より、原因の更正の申出を行う。1番1の登記原因は「国土調査による成果の原因を③3番を合筆、2番の一部、4番の一部を合併と更正」2番1の登記原因を「国土調査による成果の原因を年月日不詳一部地目変更③4番の一部を合併、1番に一部合併と更正」閉鎖記録である4番の登記原因を、「国土調査による成果の原因を年月日不詳一部地目変更、1番に一部合併、2番に一部合併と更正」とします。

事例②と違い、合併による所有権登記は昭和59年にされているので、地籍調査後に分筆登記、所有権移転登記、所有権以外の登記がされていても可能であると考えます。



新庄支部広報

新庄支部

海藤 祐二

今年は、積雪が例年より少なかったにも拘わらず、雪解けは例年より遅かったようです。地表面の温度が低かったためだそうです。

豪雪地で業務する我々にとって、春先の積雪の具合や雪解けの時期は、業務に大きく影響します。例えば、前年の12月に土地の仕事の依頼があったとします。積雪が無くとも顧客には「翌春にしませんか？」と提案します。最上地方の場合、前日まで全然降らなくとも、50から60センチの雪が一晩で降る場合もあります。せっかくそれまで測量しても、その後は業務が続行不可能になります。

春先は雪の具合を見て、業務に入りますが、今年は4月上旬頃から現場に入りました。市街地でしたが、もし、郡部の農耕地だったりするともっと先のことになります。県内の他の地域とは、1ヶ月から1ヶ月半は違います。多少の不公平を感じた時期もありましたが、我々の業務はどこで行っても良いため、そうも言っていないことに気付きました。まして、近年は積雪量も少なくなってきましたし、先輩達の時代と比較するとやり易くなってきていると思います。事務所経営を工夫することで「不公平」も解消できるでしょう。日々、考え、努力していくことが大切なのだと思います。



鶴岡天神祭り

鶴岡支部

村田 公平

5月25日、鶴岡では毎年恒例の天神祭りが開催されます。今回は通称化けもの祭りとして馴染みのある天神祭りを少し紹介させていただきます。徳川末期の130年から140年前にいつからとなく、学問の神様といわれる菅原道真公の命日（5月の立ち日）に城内の人が変装してご参拝するようになりました。明治に入ってから化けもの数が非常に多くなり町内のどこの家でも化けもの用の編み笠を1～2個持っているようになり、3年続けて化けて参れば願い事が叶うという信仰もあって、鶴岡天満宮は全国的にもまれにみる信仰の神として栄え、庶民とのつながりが深まったのであります。化けものとは編み笠化けものともいい、進行の人々が手拭いで覆面し、編み笠をかぶって男は女装、女は男装し赤い襦袢に黒の股引きといった格好をいいます。

まず、天満宮を参り、社殿を3回廻る。その後は知人などの家を廻り歩いて、自分が誰であるかわからないようにして持って歩いたひょうたんやビンの酒を無言で振る舞います。3年間誰にも知られず天満宮にお参りができると、願いがかなうとも言われています。私も地元暮らしですが今まで化けものになったことがなかったので、今年初めて挑戦してみました。3年間続けて化けものになり、願いごとが叶えればと思います。





支部研修について

酒田支部

齋藤 昌 尚

酒田支部では支部の研修を「一金会」と称して、当初はその名前のとおり毎月第一金曜日に昼食を兼ねた研修会を行っていましたが、昨今その頻度を二ヶ月に一度と回数を減らしている状況が続いています。

これはその研修の題材が少なくなっていることに起因しています。年6回の「一金会」の内、恒例の行事として「一金会、新年会」、「一金会、ビアパーティー」、「一金会、鶴岡合同レクリエーション」を除く3回分の研修内容を理事会等で検討するのですが、なかなか良い題材が見つからず、やむなく「フリートーク」となる事も有り、そのような時の出席率は芳しくなく支部としても頭を痛めている状況です。タイムリーに法改正等が有れば「ホッ」とする次第です。

他支部（福岡会、静岡会、東京会）の方々に聞いてみても悩みは一緒で、研修内容と出席率は如実に反映されてくるので恐ろしいとの答えもありました。とある支部の役員の方からの話ですが、県の研修会で、その内容が稚拙で会員の方より「せっかく遠方より来ているのにこの内容は何だ」と役員の方々が叱責を受けた事も有ったそうです。

当会においても、そのような事の無いように研鑽を積んでいきたいと思いました。



山形支部

井田 貴 士

皆様はじめまして。本年1月10日に山形県土地家屋調査士会に入会しました井田貴士と申します。私は16年間、家電メーカーのサービスマンとして勤務しておりましたが、土地家屋調査士の仕事に興味を持ち、1年半ですが軽部隆先生、阿部正幸先生の補助者として転職し、実務のお手伝いをさせていただきました。まだまだ経験不足ではあるかもしれませんが、そこは情熱と若さを武器にカバーしていこうと思っております。

また、土地家屋調査士登録にあたり、登録番号1234号という縁起のいい(?)番号をいただきました。なんとなく幸先のよい予感がしておりましたが、いざ独立してみますと仕事をもらう難しさや、初めて出会う事件に改めて仕事の奥の深さを痛感しているところです。しかしながら、これまで2度ほど懇親会にも出席させていただきましたが、先輩の皆様にはとても親切にいただき、面倒見の良い方ばかりで非常に頼もしい思いを感じております。今後ご指導を仰ぐことが多々あるかとは思いますが、私も日々の研鑽を積

み、土地家屋調査士の信頼に貢献できるよう努めてまいりますので、引き続きご指導とご鞭撻の程よろしく申し上げます。



入会のご挨拶

山形支部

佐々木 建 一

この度4月1日から山形県土地家屋調査士会に入会いたしました佐々木建一と申します。これまで建築の設計者として住宅の建築に携わってきました。山形県の土地柄、市街化調整区域や農地に建築することが多く、土地家屋地調査士の先生方のご協力を得ながら仕事を進めることを多々経験してきました。「境界」という言葉を非常に意識し知識を補うために勉強をはじめたことがきっかけになり、いつからか土地家屋調査士を目指すことになっていました。平成24年から土地家屋調査士試験を受験し、5年かかって土地家屋調査士となることができました。

合格後も実務経験の無さを補いたいという一心で、14条地図作成業務に同行させていただいて、先輩の先生方から勉強させていただきました。調査士の職責と重要性を感じました。

今までは「憧れ」であった土地家屋調査士でしたが、これからは専門家という立場になりその重責を理解し精進していかなければならないと実感しております。

先輩方が築いてきた信頼を、より一層発展させることができるよう、またいつの日か私も「憧れ」を与えられる土地家屋調査士になれるよう努力してゆきますので、ご指導を賜ります

ようよろしくお願い申し上げます。



鶴岡支部

佐 藤 圭

初めまして。4月から鶴岡支部に入会しました、佐藤圭と申します。

高校を卒業後、地元の建設会社に就職し、その後、法務局を退職し司法書士をしていた父の事務所で補助者をしていました。特に目標もなく過ごしていた時に、現在調査士会副会長をされている菅原淳先生に調査士試験の受験を勧めて頂いたのが最初のきっかけでした。

1年半前に父が亡くなり調査士は諦めようかと思いましたが、家族や周囲の方々の応援もあって昨年やっと合格する事が出来、それまでいかに自分が甘かったのか痛感しました。

実務経験も少なく知識が不十分な私がすぐ開業して大丈夫なのかと悩みましたが、早いうちから開業し経験を積んだ方が将来的に良いのではないかと思います開業することにしました。

私の周りで土地家屋調査士という仕事を知っている人は少なく、聞いたときはあっても業務内容まで分かる人はほとんど居ません。私も父の事務所で働き始めてから知りました。若い人達に知ってもらうような活動もお手伝いしていきたいと思えます。

まだまだ未熟な私は、基本的な事から登記の実務や関係法令など勉強しなければならない事が多く不安も感じていますが、自己研鑽、

初心を忘れず誠実に仕事を行い、信頼して頂けるように頑張りたいと思います。ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



酒田支部

佐藤 祐己

はじめまして。本年3月より山形県土地家屋調査士会に入会させていただきました佐藤祐己と申します。

私が土地家屋調査士業界で働くことになったきっかけの1つに、父が土地家屋調査士として開業していたことが挙げられます。

学生時代から夏休みには測量補助をしたり、境界杭埋設の穴掘りなどを手伝っていたことから、大学卒業後の進路は自然と「土地家屋調査士の補助者」になっていました。

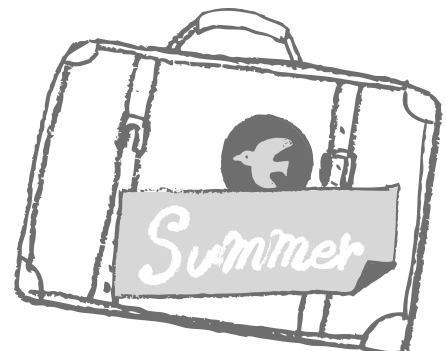
本格的な実務は東京都と神奈川県で土地家屋調査士事務所の補助者として経験を積ませて頂き、3年前子供の出産を機に帰郷し、父の補助者として働き始めました。

試験については何度も不合格通知を叩き付けられながらも一昨年の平成27年によりやく合格通知書を手に入れました。

この度土地家屋調査士としての第一歩を踏み出せたことは言葉では言い表せない程の喜びです。

また、これまで諸先輩方が築き上げてきた土地家屋調査士の「信頼」を貶めることのないよう、普段から業務に関する法令及び実務に精通する努力を怠らず、公正かつ誠実に業務をおこなうべく死力を尽くしていく所存でございます。

まだまだ未熟者ではございますが、今後とも先輩方のご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。





平成28年度第2回業務研修会報告

業務研修部 岡野市朗

平成29年2月24日(金)「ホテルメトロポリタン山形」を会場に、平成28年度第2回業務研修会を開催しました。業務研修部の研修会は年2回の予定で実施し、第1回の研修は中央大学 加藤新太郎先生による、「判事時代の経験や事例等を踏まえての事実認定について」で調査士業務に直接、間接的に関わる裁判実務等をお話いただき、大変聞き応えのある講演であった。

第2回の研修は調査士業務の実務に即した内容とし、第1部は「不動産登記規則93条ただし書調査報告書の運用について」、第2部を「土地家屋調査士に必要な相続の実務について」で会員123名の参加を経ての研修会であった。

第1部は「田中良樹総括表示登記専門官、小野剛表示登記専門官、渡部誠表示登記専門官」の3名の方々に講師をお願いし、新不動産登記報告書の運用について実務に即した諸問題及び内容の確認等について研修を行った。講師の先生の説明では、新調査報告書の運用

の実績は97%とのこと。個人的な感想としては、前調査報告書より、入力が簡便で内容が解りやすく調査記載事項のストレスが減った感じで利用しています。ただ、個人的な解釈や理解に基づき記載することに戸惑いも感じることもあり、再度全般に渡り確認研修ができたことは業務を進める上で調査の注意点等の解消になりました。

特に土地の「調査書05、06の調査資料・証言及び資料、事実等の分析」項目の調査内容の確認及び資料分析の記載、また、立会に伴う現地境界の確認と14条地図、他の筆界座標値との関連と位置づけ、そして既存境界標及び地形地物、工作物等の見方、また、辺長、座標値の合致、相違等の調査事項そして境界認定と確定の記載等々。今回の研修で、より93条ただし書きに合致した報告書ができると感じる実務に即した意義ある研修であった。

参考 「第九十三条 登記官は、表示に関する登記をする場合には、法第二十九条の



規定により実地調査を行わなければならない。ただし、申請に係る不動産の調査に関する報告（土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が代理人として登記を申請する場合において、当該土地家屋調査士（土地家屋調査士法人の場合にあっては、その代表者）が作成したものに限り。）その他の申請情報と併せて提供された情報又は公知の事実若しくは登記官が職務上知り得た事実により登記官が実地調査をする必要がないと認めたときは、この限りでない。」

第2部は山形県司法書士会のご協力により開催できた「相続に関する研修」で、前半は「土地家屋調査士に必要な相続の実務について」で那須修副会長を講師に相続の基本事項から相続人についての諸問題等、その他多数の事例についてお話をお聞きしました。我々会員は直接的な業務ではないため、疎かになるくらいがありますが、現代の社会情勢から改めて調査士業務で必要な実務であり身になった研修でありました。

後半は相続登記を促進するための「法定相続情報証明制度」（仮称）の研修内容で、奥山雅士会長による講演でした。（H29年5月頃に施行予定）

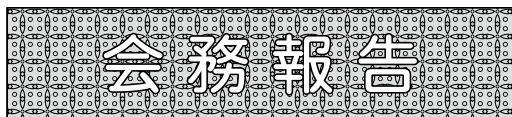
相続に関し一般的には「その内にまたは必要な時にすればいいのだろう」の認識であろうと思いますが、現代の生活スタイル、情勢を背景に、なぜ相続が進まないのか等垣間見たお話を伺うことができました。また、このような状況を少しでも解消すべき改正の趣旨、改正の内容、制度の利用促進等を熱くお話いただきました。

相続手続きの代表的なものといえば、不動産の名義変更、銀行口座の名義変更・解約・払戻し手続き、株式の名義変更などが挙げられます。とりわけ遺産相続の手続が一部簡略化されれば国民にとって喜ばしいことであり、会員の業務にとってもプラスになると思います。

今回の不動産登記規則の一部改定の研修は司法書士会でもまだ開催していないとのことで、多忙のところ研修できましたことに感謝を申し上げます。

結びに、今回の講師を引き受けてくださいました山形地方法務局表示登記専門官様並びに山形県司法書士会会長、副会長の皆様方に深く感謝を申し上げ、今後共ご指導をお願いし研修会報告と致します。





1月

- 18日 業務・研修部会
 18日 } 第2回全国会長会議
 19日 }
 26日 第3回理事会
 28日 東北ブロック協議会
 「合格者のための開業ガイダンス」
 於仙台市

2月

- 3日 公嘱協会新年懇親会
 9日 第3回表示登記実務研究会
 11日 池田孝司税理士藍綬褒章受章記念祝
 賀会
 14日 第11回常任理事会
 16日 } 平成26年度東北ブロック協議会
 17日 } 新人研修会
 18日 } 於福島市「ホテルサンルートプラザ福島」
 17日 第3回総務部会
 ♪ 第3回広報・社会事業部会
 18日 東北ブロック協議会第6回理事会
 24日 第2回業務研修会
 ♪ 山形県弁護士会定期大会

3月

- 9日 財務部会
 ♪ 第12回常任理事会
 24日 第4回理事会
 29日 山形地方法務局長離任のあいさつ

4月

- 4日 山形地方法務局長着任あいさつ
 12日 期末監査会
 ♪ 第1回常任理事会
 14日 新庄支部定時総会
 ♪ 鶴岡支部定時総会
 19日 東北ブロック協議会第1回理事会
 ♪ 寒河江支部定時総会
 20日 北村山支部定時総会

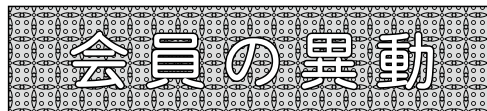
- 21日 酒田支部定時総会
 25日 山形県測量設計業協会定時総会
 26日 合同役員会
 27日 米沢支部定時総会
 28日 山形支部定時総会

5月

- 10日 第2回常任理事会
 20日 山形県司法書士会定時総会
 山形市「山形グランドホテル」
 26日 山形県社会保険労務士会定時総会
 27日 山形県行政書士会定時総会 鶴岡市
 29日 山形県宅地建物取引業協会通常総会
 山形市「ホテルメロポリタン山形」
 31日 第68回定時総会
 山形市「ホテルメロポリタン山形」

6月

- 7日 空き家対策連絡調整会議
 9日 東北ブロック協議会第2回理事会
 15日 第3回常任理事会
 20日 } 日本土地家屋調査士会連合会第74回
 21日 } 定時総会 於 東京都「東京ドームホテル」
 27日 第3回理事会



◎入会者

- 井田 貴士 (山形支部) 平成29年 1月10日
 佐藤 祐己 (酒田支部) 平成29年 3月 1日
 佐々木建一 (山形支部) 平成29年 4月 3日
 佐藤 圭 (鶴岡支部) 平成29年 4月 3日

◎退会 (業務廃止)

- 遠藤 乙彦 (寒河江支部) 平成29年 3月21日
 佐藤 攻 (米沢支部) 平成29年 3月21日
 長瀬 好悦 (山形支部) 平成29年 3月31日

◎名簿訂正

- 佐藤 圭 (鶴岡支部)
 Eメールアドレス訂正



境界立会についての一考察

米沢支部 相 田 治 孝

1. はじめに

昭和47年に開業した私は、土地家屋調査士として45年目を迎える年となった。

この間を振り返ってみれば、測量の技術、登記申請の方法等に愕くほどの革進があり、改めて隔世の感を肌で感じる今日この頃である。

昭和35年の一元化以来順次各法務局に地積測量図が備え付けられ、今では必ず隣地の地積測量図を確認しなければ、筆界の確認が不可能なこととなっている。

境界の立ち会いにあたり、隣接者間には何の問題も無い境界が、法務局備え付けの地積測量図と一致しない時に、土地家屋調査士たる自分はどのような考えに基づいてこの相違を説明すべきか、いつも迷っていたものである。かつて联合会報で「土地家屋調査士が現地にくと、境界が違うと言われ、思わぬ費用がかかり、あたかも貧乏神が来たみたいだ。」と言われる、との記事を読んだ記憶があるが、私の迷いと同じような思いの会員が決して少くないことを感じていた。

ここで、筆界と所有権界をもう一度再確認し、三つの判例を通して法律的にどのような考えに基づいて立会すべきか考察してみたい。

2. 改めて、筆界と所有権界 (2014年9月17

日宮城県土地家屋調査士会研修講座 斉藤 睦夫弁護士の資料より)

筆 界

① 筆界の定義 不動産登記法第123条

いわゆる登記されたときの最初の地番界

② 筆界の創設

イ. 明治6年7月地租改正条例、明治19年8月登記法施行により筆界形成の法制化による創設 (原始筆界)

ロ. 分筆、土地区画整理、土地改良等による創設 (後発的創設)

ハ. 境界確定訴訟による創設 (形成判決)

③ 筆界の法的特質 公法上の境界

イ. 隣接者間の合意によって筆界は変動しない。

ロ. 境界確定訴訟

裁判所は当事者の主張に拘束されない (処分権主義、弁論主義の不適用)

ハ. 控訴審における不利益変更禁止の原則の不適用

所有権界

① 所有権界の定義 土地所有権と土地所有権の私的境界。所有権の及ぶ範囲の限界。

② 所有権界の創設

イ. 明治5年太政官布告50号により近代的土地所有権制度が確立した。

ロ. 後発的創設

- 所有権を分割しながら未登記の土地
- 境界付近地の時効取得の成立
- 境界和解 (合意)

③ 所有権界の法的特質 私法上の境界

イ. 当事者の合意で決めることができる。

合意の効果＝民法上の和解の効果
(695,696条)

筆界と一致しない部分は相手方に譲渡したものみなされる

ロ. 訴訟上は所有権の範囲の確認訴訟となる。

3. 判例を検索

- ① 東京高裁昭和51年1月28日判決（東京時報27・1・14・判時805・65・判タ337・223）

所有者を異にする両土地が隣接し、その境界に争いがある場合において所有者双方がその両土地が格別異の地番に属することを前提として、その地番上の境界を合意をもって定めることは右各地番をもって特定される所有地の限界が実地において当該合意線で相接することを合意することによって、その合意は私見の自由な処分ないし、取得を伴うにすぎない行為として有効であると解することができる。右合意の結果として、現況と公図との一致が図られる場合であっても、また公図との不一致が生ずる場合であっても、右の合意行為自体は、地番の区画に対する公的機関の作用に関することを目的とするものではなく、結果として生ずる公図との不一致の是正も、もともと現況と公図が一致していなかった場合と同様に、公的機関との関係において分筆合筆等の手続きによって処理されれば足りることによって、公図と異なる現況をもって所有権を行使していることが私法上違法無効を生じないのと同様に、公図上の表示と一致しない位置形状の境界線

を実地に即して合意すること自体に私法上の違法無効をいうべき理由はないものと解される。（法務研究報告書第93集第1号「筆界の認定をめぐる諸問題」）

- ② 大阪高裁52年6月29日判決（訟月23・10・1763）
（判事内容）

分筆登記は、一筆の土地を土地の物理的形状には何らの変動もないままに登記簿上細分化して数筆の土地としその所属積を変更するにすぎず、また、地積更正登記は、登記簿上の誤った地積の表示を正しい地積に合致させるべく変更するにすぎず、いずれも公証行為であって、当該土地の権利関係、物理的形状を変更・確定するものではなく、隣接地との境界・外延・範囲に変更を生じるものではないから、関係土地所有者の権利義務にも何ら影響を与えるものでもない。したがっていずれも行政事件訴訟法3条にいう「処分」には該当しないといわなければならない。（土地境界基本実務4）

- ③ 長崎地裁平成11年11月30日判決
（事案の概要）

本件は、登記官がした土地の分筆登記及び地積更正登記に関し、右土地の隣接地を所有する原告が、当申請添付の地積測量図を現地に復元すると原告所有地を侵害するとして、国に対し右登記はいずれも不正な登記嘱託に基づいてなされた違法なものであるとして、右各登記の取り消しを求め、さらに、右各登記がなされたため多額の損害を被ることになるとして、損害賠償を求めた事案である。

(裁判所の判断の一部)

分筆登記は、客観的に存在する一筆の土地を物理的形狀に何ら變動のないまま単に登記簿上分割して数筆の土地とするものであり(不動産登記法82条1項参照)、地積更正登記は、登記簿上の地積表示が当該土地の本来の地積と合致しない場合にこれを訂正するものであって(同法81条の9第1項参照)、いずれの登記も客観的に存在する当該土地の権利関係、形状、範囲や隣接地との境界、隣接地の範囲等に変更を生じさせるものでなく、当該土地及び隣接地の所有者等関係者の地位や権利義務に何らの影響を及ぼさない。

したがって、本件登記はいずれも「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」にあらず、処分の取り消しの訴えの対象とならない。

すなわち、本件登記嘱託書に添付された地積測量図に表示された各土地とその隣接地との境界が真の境界の表示と異なり、本件測量図をもとにすると本来126番の土地に含まれる部分が117番の土地の一部であるかのように見られことがあるとしても、分筆登記、地積更正登記はいずれも当該土地及び隣接地の所有者等関係者の地位や権利義務に何らの影響を及ぼすものでないから、本件登記がなされたからといって126番の土地の範囲や同土地に対する原告の所有権が影響を受けるわけではない。また、本件登記申請の際に本件登記嘱託書に添付された一資料にすぎない本件測量図の内容が126番の土地の範囲や同土地に対する原告の所

有権に影響を与えるものでないことはいうまでもない。(登記インターネット3巻5号)

4. 判例から学ぶこと、そして現地の対応

これらの判例から理解できることは、分筆登記、地積更正登記は当該土地、及び隣接地の所有者等関係者の地位や権利義務になんらの影響を及ぼすものではなく、添付された地積測量図も同様に所有者や隣接地の権利義務に影響を与えるものではない、ということである。

我々が測量する前に行う境界の立ち会い、殆どに争いがなく平穩無事にお互いが守ってきている境界の確認である。この境界はお互いが合意の上で管理してきた所有権の境界である。

この所有権の境界が、法務局備え付けの地積測量図と一致しないことが判明したとしても、その地積測量図を優先的に復元し合意されている現地の境界を否定することはできないことが理解できる。

このようなときは、境界の専門家である土地家屋調査士として、所有権界、筆界の説明をし、その理解を得たところで、現地の境界と法務局の登記を一致させるためには分筆登記、所有権移転登記の申請が必要であることを説明しなければならない。もし、その経費が重荷であり、地積測量図の境界に現地の境界を一致させたい、と所有者同士が合意に達すれば、民法の和解条項により合意は後ほど有効であるので、そのようにすることも可能である。

筆界と所有権界に相違があっても、このような考えに基づけば、土地所有者の意向

を尊重して、柔軟な思考のもとに筆界、所有権界双方の境界を一致させることができる。

5. 結 び

土地所有者及び隣接地所有者の所有権の境界である現地境界を尊重すべきことは前述の通りであるが、我々は表示登記申請の代理人である。表示登記は筆界のみ扱うのであり、当然我々土地家屋調査士は筆界に基づいて地積測量図を作成しなければならない。

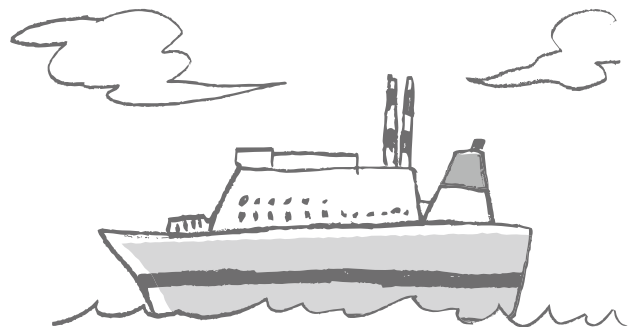
現地における境界立ち会いは、所有権界の確認であるが、我々は同時にこの境界をもって筆界と判断できるか、の検討をしなければならない。

法務局備え付けの公図、地積測量図その他の資料によって筆界を探し求め、その筆

界と立ち会った所有権界に相違ができれば前述の通り、分筆、所有権移転の各登記により所有権界と筆界を一致させることができる。ただ、この際に多くの費用が障害になれば、所有者双方の合意によって所有権界を筆界に一致させることもできる、との助言も可能である。

以上、我々土地家屋調査士は立会人に所有権界、筆界の相違を詳細に説明し、立会人双方が十分納得できる境界立会になるように一層の研鑽を積んでいかなければならない、と思うものである。

最後にこの考察については、境界ADRセンターやまがた評議委員の菊川弁護士、田中弁護士の両先生からご教示頂きましたこと、ここに篤く御礼申しあげます。





登記所備付 地図作成事業

米沢支部

山田英実

ただ今、米沢地区では南陽市赤湯駅東地区において、登記所備付地図作成作業の2年目作業の真っ最中です。

例年、雪深い当地区では春の雪解けとともに、滞っていた土地の作業に従事するのですが、今年はプラスして本事業があるので米沢地区の会員は非常に忙しい日々を過ごしております。

私も本事業地内に事務所を構える者として、もれなく参加させていただいており、各行政担当部署からの資料提供、立会方法等のやりとり、参加社員の意見取りまとめ、調整等に忙殺されております。

この原稿を書いているのは4月であり、各班（6班体制）による事前調査がようやく稼働し始めたところです。

ここに至るまでには、作業員の確保等様々な問題があり、協会の役員方にはご心配をおかけしたと思います。

しかしながら実際に現場へ入るようになると、そこはさすがに皆さんプロですので、各班共に順調に業務処理していただいているところです。

この原稿を皆様が目にするときには、一筆地立会でもっとも忙しくしている頃と思います。

5月の行政庁、JRの先行立会、5月から8月の一筆地立会、8月から10月の一筆地測量と、他地区の社員の方々にもお手伝いいただくこととなります。

長丁場ですが、皆さんの力で後世に誇れる地図を残すべく、ご協力の程よろしく申し上げます。



男の知らない女の話 女の知らない男の話

昔3高今 4 低が男の条件

月刊「ほいづん」編集・発行人
伊 藤 美代子

「そだなごどゆたて、いねものはいねんだがらしょうねべ」

後ろから男性の大きな声が聞こえた。振り返るのもはばかりのような、深刻な感じ。標準語にすると「そんなことを言ったっていないものはいないのだからしょうがない」。

すると「おまえ選り好みできる年でないべ」と年配女性の声。結婚しない息子と将来を案ずる母親だろうと勝手に決めつけて、話を聞いていた。満開の桜の下の会話にはそぐわない「嫁取り」の話だった。

結婚しない男女が増えている。何年か前までは、独り者の男には配給みたいに女性を見繕ってくれた。だから年頃になると何となく結婚はできていたのだ。だが今はそんな世話好きは少なくなり、いつまでも放っておかれるのである。女性なら「行き遅れ」で済んでいたが、男性はお家断絶がかかっているわけで、お見合いパーティは一昔は農家の長男が押し寄せた。いまは商店、会社員、公務員、パート等範囲が広い。「でもさ、男って実家暮らしだとさっぱり不自由しないもんね。大変なのはセックスだけ。食事寝るところも洗濯も親がやってくれるから、楽でしょうがないのよ」といつもの女たちは言う。

50歳を過ぎるとこれから結婚は望めず「生涯未婚率」の分子に入ってしまう。その結果今いわれているのが「8050問題」だ。

80近い親に結婚しない50近い子どもがいるこ

とである。親が元気なうちはいいが、年にとって年金暮らし、子どもは非正規雇用で収入が低く、親の年金をあてにしてやっと生活ができる。

万が一親が亡くなると暮らしていけないから、死んだのを隠して年金不正受給などが起こる。

結婚すればいいと思うが男女とも非正規雇用で不安定だとしたら、将来展望がない。男女共結婚に逃げられなくなって、未婚率が上がるというわけだ。結婚をしたくないのではなく「いい人がいたら」と逃げ道は確保しつついう。

では女性たちはどんな男性を望んでいるのだろうか。ひところ「3高男」と言われた。背が高く、年取が高くて、学歴が高い男。しかし今は、背が高いだけで何もできない男は、介護で寝たきりになったらおむつ交換が大変だと敬遠される。今は「4低男」がモテるのである。

相手の話をよく聞く「低姿勢」、一人で生活ができる「低依存」、リストラに遭わない「低リスク」、そして贅沢をしない「低燃費」が4低で週刊誌などで「モテ男の条件」が掲載されている。

さっきの親子の話だけど、息子は結婚したがついていてと思った。しかし思うように出会いはない。それを母ちゃんがせっつくもんだからけんかになるのだろうか。

けれど女性だってストライクゾーンを大きく広げて待っているのだと思う。それに気づかない男性側の鈍さ、勇気のなさがあるのではないかと。

伊 藤 美代子

1948年、山形市生まれ。月刊「ほいづん」編集・発行人。FM山形番組審議委員長など、2004年4月からラジオモンスターで介護保険のラジオ番組を担当している。



ほんのひとり言ですが…

取材オモテ話アレコレ

【ぐるたび】というサイトをご存知ですか？
<https://gurutabi.gnavi.co.jp/p06/>

「ぐるたび」の旅版で、日本国内オススメの観光スポット・グルメ・体験アクティビティを各県在住のライターが紹介しているサイトです。このサイトを担当してから数年。取材先はぐるたび編集部がセレクトし、「次回は〇〇を紹介したいと考えているんですが…」という打診があります。その候補に挙げられた観光地(店)が【ぐるたび】の希望する条件に合っているかどうかを私のほうで確認して決定する…という流れです。決定するうえでの条件は、全国から団体客が訪れた場合対応できるかどうか。山形には紹介したい場所がたくさんありますが、そうした点をクリアしないとご紹介できないのが残念なところ。ぐるたび編集部によると、山形県は地元の私たちが思っている以上に「さくらんぼ」「蔵王温泉」というキーワードでWEB検索するユーザーが多いとか。ちなみに【ぐるたび】は取材先ファースト！(笑)取材執筆料、広告料、掲載料などが一切かかりません。

最近取材した中からオススメネタをご紹介します。「もう、そのネタ知ってるよ」という方もちょっとお目通しいただければうれしいです。

●【酒田舞娘の演舞と舞娘弁当が3,800円から楽しめる！港町・酒田の料亭文化を今に伝える「相馬樓」】

1808(文化5)年に当時の贅を尽くして建てられた料亭「相馬屋」は「舞娘茶屋・雛蔵畫廊 相馬樓」として、港町の花柳界の伝統と新しい文化を融合させた観光施設に生まれ変わりました。ここでは、花柳界の雰囲気を取り入れたリーズナブルに体験することができます。まず驚くのは、暖簾をくぐり、玄関の扉を開けると「いらっしゃいませ」と舞娘さんが出迎えてくれること！伝統を残しつつ、華やかさとモダンさを加えて2,000年に改修した楼内は、趣と華やかさが混在していてとても魅力的。オススメの「舞娘踊りとお食事」プランは、「舞娘弁当」を食べて酒田舞娘の踊りを鑑賞



し、演舞が終わると舞娘さんとの記念撮影ができるというもの。「料亭」「舞娘さん」を身近に感じながら、絢爛豪華な料亭文化を体験してみるのもいいですね。

●【自家製麺率日本一！麺にこだわる「酒田のラーメン」個性派揃いの3軒を食べ歩き】

ラーメン消費量(外食)日本一の山形県の中から、自家製麺の比率が80%以上というこだわりの麺と、昆布、煮干し等の魚介で出汁をとった、透き通った醤油味のスープが特徴の「酒田のラーメン」3店舗をピックアップ。「酒田のラーメンを考える会」にご紹介いただいた店は「海老ワンタンメン」の「花鳥風月」、「しょうゆつけ麺」の「癒庵」、「しょうゆラーメン」の「三日月軒」。この時の取材は一日で3軒のラーメンを食べて体験レポートするというハードな(?)もの。もちろん、すべて完食！(笑)

「酒田のラーメンを考える会」に加盟している15店それぞれが「酒田のラーメン」の基本をベースに違うメニューで勝負しています。ラーメン好きの方はそれぞれごひいきの店があると思いますが、ラーメン店のハシゴを楽しみながら、あらたな店を発掘するのも楽しいですね。



意外と身近にあるのに知らなかったこと、近くにあるのに行ったことがない場所など、取材を通してあらためて山形のアレコレを知る機会をいただいています。これからのシーズン、旅先を決めるときに【ぐるたび】をちょっと覗いてもらえたら嬉しいです。

佐藤 昌子

アトリエ・ミューズ企業組合専務理事
 Produced by Maw-Maw(マウマウ)代表



情報誌や各種サイトの取材・執筆、フリーペーパーの編集、イベントプランニングをメインに、住宅のディスプレイ、布小物の企画・販売も手掛けながら「気持ちの良い暮らし方」を提案している。

<http://www.atelier-muse.jp/>

<http://www.atelier-muse.jp/mawmaw/>

様々な事

BY=H 瞑想という妄想

目まぐるしい現代社会では、瞑想やら、呼吸法やら、気持ち落ち着かせるモノが必要らしい。

グーグルでも社員のメンタルヘルスの為にマインドフルネス瞑想法が取り入れられている。

……って事で、今度のクラス会は奈良で座禅しましょう。

あたしゃまだ子育て中だよ

今は、座禅より温泉に浸かってポ〜っとしたい

子育ても終わったコトだし

Hは「無になれ」的な座禅が苦手だったりする。シロクマゼー! 白熊について考えるな! 白熊が頭から離れない。これを「白熊原理」という。「何も考えるな」と言われた瞬間に、考えない事を考え始めるのだ。

半眼開いているつもりで、思いっきり寝ていたりするからだ。

ある意味 無

んごー!

因みに、Hはプラネタリウムで爆睡してしまうタイプだ。

頭が痒いのを我慢したり(掻いても良いと後で知った)

かゆいかゆいかゆいかゆいかゆいかゆいかゆいかゆいかゆいかゆいかゆい

宇宙飛行士はヘルメットかぶって頭かゆくなったらどうするんだろう…?

「今から3分間、白熊について考えるな」と言われた瞬間に、白熊が頭から離れない。これを「白熊原理」という。「何も考えるな」と言われた瞬間に、考えない事を考え始めるのだ。

シロクマゼー! 白熊について考えるな!

今回のクラス会は内容が高尚過ぎて欠席者が多かった。(Hも欠席)

卒業後、西日本を中心に全国に散った我々には、交通の便が良く、思い出(武勇伝)も多い大阪(で酒を飲む)の方が性に合っていたようだ。

あの時あんた酔っぱらって店のトイレの戸だよーがちやぶったんだよー

えー!?! 志れたー

因みに、数年前、タイの高僧アチャーン・M師(岩手県出身の日本人)がインド人の女医さんと結婚する為、還俗したと、タイ国内の新聞に載った。

女性の為に全てを捨てたのだ。どれ程の美人だったのか気になる。

↑1 内科女医 ヴィッパ-サナといえはこの人!!

その昔、ヴィッパ-サナ(歩く瞑想。タイの僧侶の修行法)を体験した事がある。

足がうらたに 集中して、ひたすら歩く

ぐるぐる

ゆっくり歩く だまって歩く…

室内をひたすら歩く

瞑想とは「今ここにあり瞬間」を感じ続ける事なんだそう。

とおる先生の ホームページ



奥山税理士事務所
所長 奥山 享

相続税の放棄と相続税

Q：相続を放棄した場合、適用が受けられない相続税の規定があるそうですが、どのようなものがあるのですか？

A：次の規定は適用がありません。

【解説】

相続税では、相続を放棄した人は次の規定の適用がないことになっています。

①生命保険、死亡退職金の非課税

相続又は遺贈により受け取った生命保険金及び死亡退職金には、それぞれ法廷相続人1人当たり500万円の非課税金額が認められていますが、相続を放棄した者にはこの規定が適用されません。

②債務控除の不適用

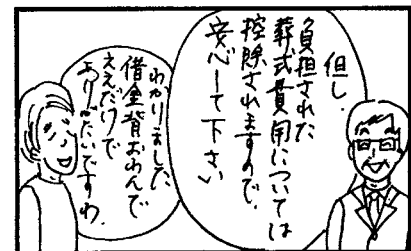
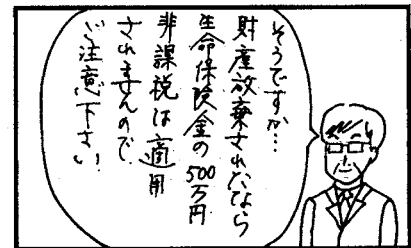
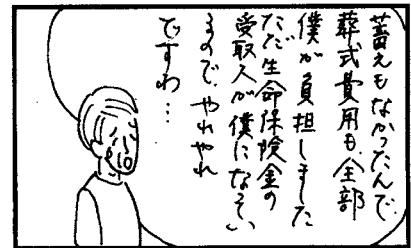
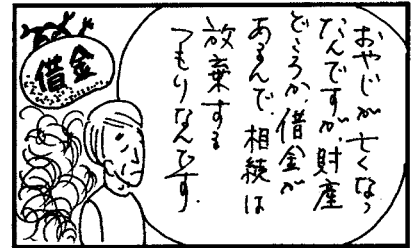
相続税の計算は、相続又は遺贈により取得した財産の価額から債務及び葬式費用を控除しますが、相続を放棄した者については控除することができません。ただし、葬式費用については、現実に負担した金額があればこれを控除することが認められます。

③相次相続控除の不適用

被相続人が10年以内に、別の相続で財産を取得し、相続税を納めていた場合には、一定の金額を相続税額から控除してくれる制度がありますが、相続を放棄した者には、この制度の適用がありません。

④その他

相続又は遺贈により取得した立木の評価は、立木を取得したときにおける立木の時価の85%で評価することができますが、相続を放棄した者には、この適用がありません。



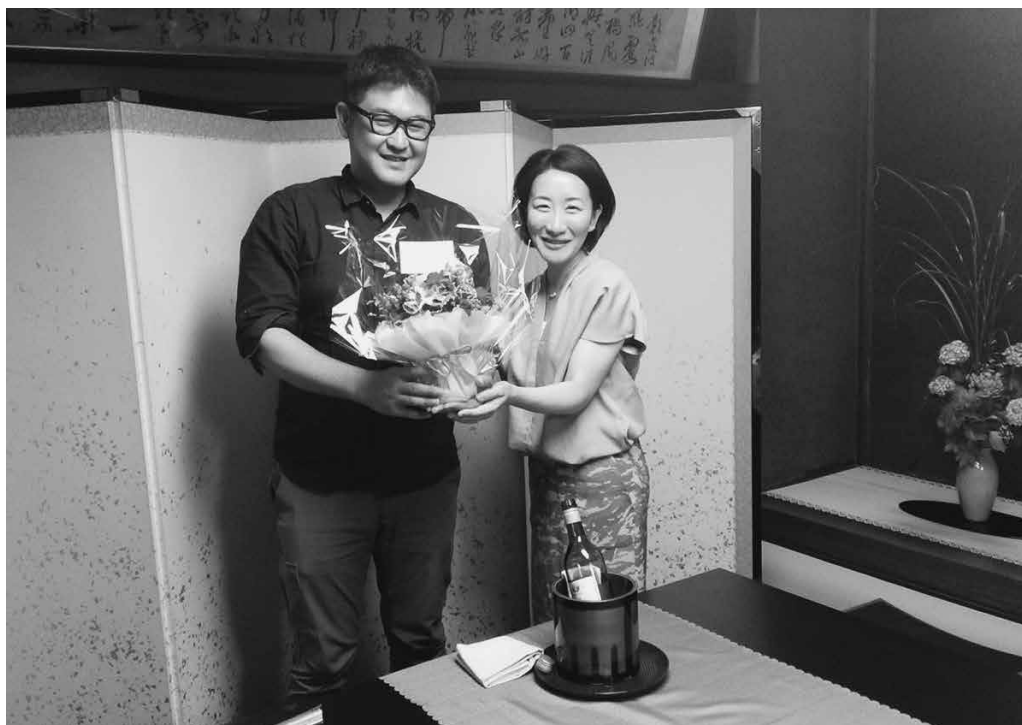
プロフィール

奥山税理士事務所所長・税理士、有限会社奥山経営センターおよび株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ山形代表取締役社長、山形県中小企業経友会事業協同組合（山形県知事認可）の代表理事。

現在、税理士、ファイナンシャルプランナー、医業経営コンサルタント等として会計、税務、医療、資産運用のコンサルタント業務。各地の法人会、商工会、各業界セミナー、講演会、企業内教育の実施。

(公社)山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会顧問。

編集室



この度結婚いたしました。家庭人としての自覚も持ちつつ尚一層業務に精進
していきたいと思えます。 大澤

土地家屋調査士 やまがた 夏号

第193号

発行 山形県土地家屋調査士会

平成29年7月 発行

〒990-0041 山形市緑町一丁目4番35号

TEL (023) 632-0842 FAX (023) 632-0841

URL:<http://www.chosashi-yamagata.or.jp> E-Mail:green@chosashi-yamagata.or.jp

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱 損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1カ月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL: **03-5282-5166** FAX: **03-5282-5167**

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。

もう安心ですね、ネットワークのこと。

beatはプロのスタッフが支えるネットワークセキュリティサービス

- ◆ システム管理者の負担を軽減
- ◆ ウィルスやスパイウェアの脅威から保護
- ◆ 不正アクセス防止
- ◆ インターネット、Eメールを安全に利用
- ◆ その他オプションにより、必要に応じて機能拡張



beat Hello!
Broadband
Communication

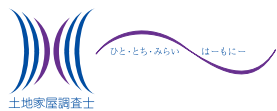
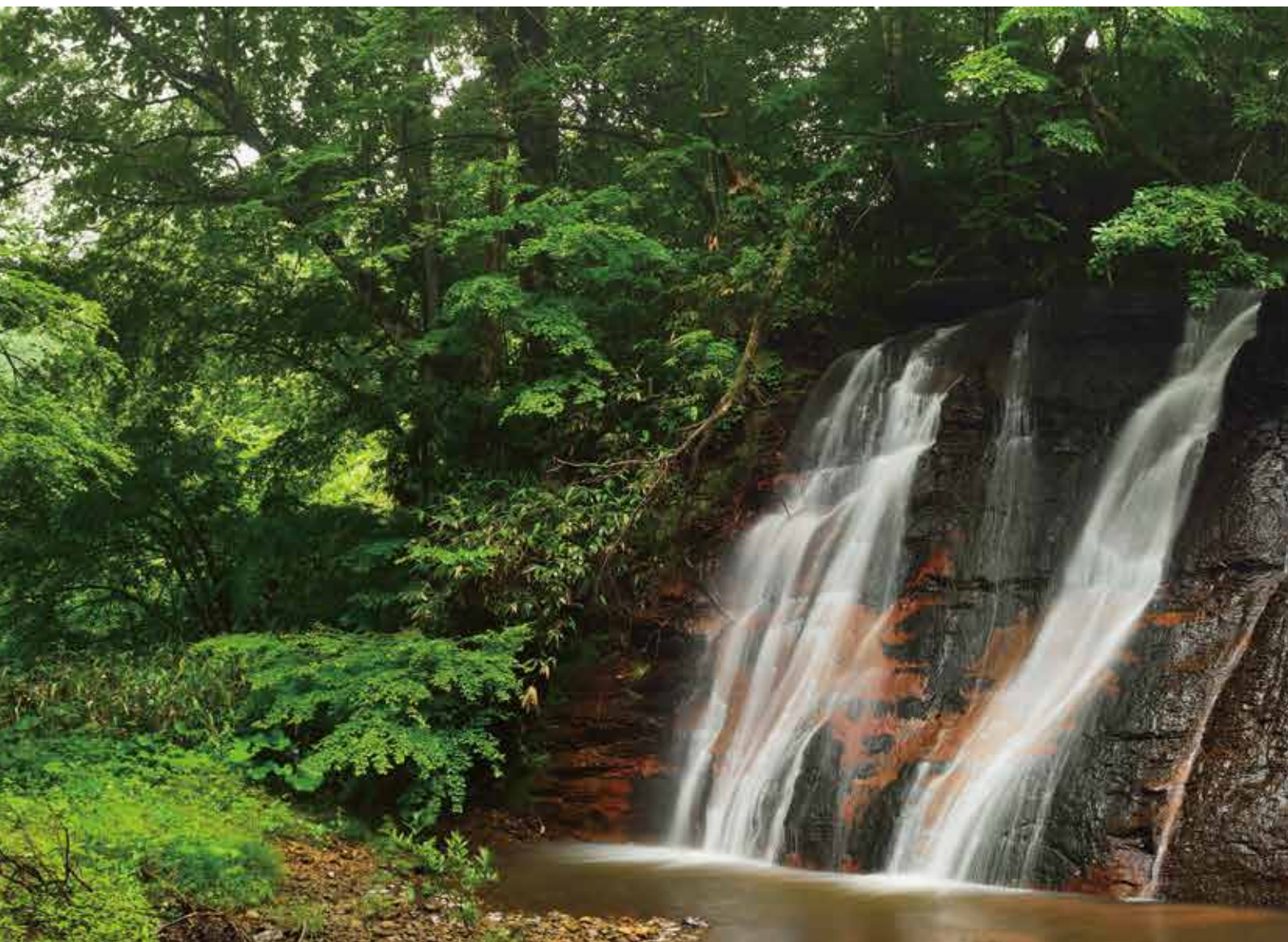
beat/basic サービス
月額18,800円～(税別)
※ご契約時には別途料金
60,000円(税別)がかかります

信頼できるネットワーク環境の提供を通して、お客様のビジネスや業務を強力に支援します。お気軽にご相談下さい。

情報セキュリティ国際規格「ISO27001」認証取得

山形ゼロックス 株式会社

本社/〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目17番48号 TEL 023(624)2468
<http://yamagata-xerox.co.jp/>



山形県土地家屋調査士会

URL <http://www.chosashi-yamagata.or.jp>